

建築環境部会の設置について

1. 設置の趣旨

低炭素社会を目指し、2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量の半減を実現するためには、我が国においても2050年までの長期目標として、現状から60～80%の削減を行う必要があり、住宅・建築物においても、さらなる長期的、継続的な取り組みのあり方について検討に着手する必要がある。

また、環境制約等の高まりの中で、循環型社会への転換が求められている今日、住宅・建築物について、長期にわたり使用可能な質の高いものの整備・普及を進め、環境負荷の低減に貢献する取り組みを推進する必要がある。

このような状況下において、低炭素社会、持続可能な社会の実現に向け、個人の生活から都市の活動までを視野に入れた中長期的視点に立った環境対策のあり方について検討する必要があることから、今般、国土交通大臣から社会資本整備審議会に対して、「中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について」諮問がなされたところである。

この諮問を受けて、具体的かつ専門的に調査審議を行うため、建築分科会に建築環境部会を設置することとする。なお、建築環境部会の設置に伴い、住宅・建築物省エネルギー部会は廃止することとする。

2. 建築環境部会における調査審議事項

国土交通大臣からの諮問を受けて、中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について調査審議を行うものとする。